

事業事前評価表

国際協力機構東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課

1. 基本情報

- (1) 国名：タジキスタン共和国（タジキスタン）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名 国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2023年8月31日

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における中核人材育成分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け
タジキスタンにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの協力重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。

1) 持続可能な経済発展のための制度づくり

タジキスタンは、ソ連時代に形成された社会主義的制度や枠組みが依然として残っていることや内戦に伴う人材流出により、主要経済官庁における市場経済主義の原則を理解した政策立案者は引き続き不足している。タジキスタン政府は「国家開発戦略 2016-2030（National Development Strategy。以下、「NDS-2030」という）」において新たな経済成長モデルへの移行を目指し、制度支援システムの構築、民間セクター開発のためのビジネス環境の改善、人的資本の生産性の向上、投資の急成長等を目標としており、その解決のための支援として本事業が位置付けられる。

2) 持続可能な開発のための公共政策の強化

タジキスタン政府は「NDS-2030」において、優先開発目標として①エネルギー安全保障と電力の効率的利用の確保、②運輸通信の孤立状態からの脱却及び経由国になること、③食糧安全保障と良質の栄養への人々へのアクセスの確保などを掲げており、これらの実現には公共政策の強化が必要となる。本事業は、同国の取り組むべき開発課題における政策運営能力に資するものである。

- (2) 中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け
対タジキスタン共和国国別開発協力量針（2018年9月）では、「持続的な経済・社会発展が可能な国づくり支援」という基本方針の下、「経済・産業開発基盤の整備」、「基礎的社会サービスの向上」及び「安定化促進」を重点分野として定めている。また対タジキスタン共和国 JICA 国別分析ペーパー（2023年3月）においても同方針に準じて協力量針を分析しており、日本による行

政官を対象とする人材育成協力は、オーナーシップを尊重し、相手国に寄り添った丁寧な支援を行うとしてタジキスタン政府のみならず他ドナーからも高い評価を得ており、更なる強化を図っていくことが肝要としている。人材育成奨学計画（以下、「本事業」という。）では、以下の開発課題を協力重点分野に設定しており、我が国及び JICA の協力方針・分析との整合性が認められる。

- 1) 持続可能な経済発展のための制度づくり：開発課題として、「経済開発」が含まれる。
- 2) 持続可能な開発のための公共政策の強化：開発課題として、「公共政策」、「国際関係」が含まれる。

また、本事業は、行政官の育成を通じて行政能力の向上に資するものであり、SDGs ゴール 4「質の高い教育の確保」に貢献するものである。

(3) 他の援助機関の対応

同国において類似事業を実施するドナーとして、主にドイツ、中国、ロシアが挙げられる他、アジア開発銀行や世界銀行等の国際機関による奨学金事業もある。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、タジキスタン政府の中枢において活躍することが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

② 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 16 名（修士課程 15 名、博士課程 1 名）の留学生が、本邦大学院において、タジキスタンにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 4 年次事業として実施するものである。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）：

学位（修士・博士）を取得する若手行政官等 16 名/期となる。（ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進のため、女性行政官の参加や能力向上を促進する取り組みを行う。）

(2) 総事業費

276 百万円（概算協力額（日本側）：276 百万円）

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）

2023 年 7 月～2028 年 3 月を予定（計 57 ヶ月）

(4) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、同国において運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、同国政府関係者及び日本側関係者で構成し、主に次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を行う。

運営委員会の構成：国家公務員庁、大統領府、外務省、在タジキスタン日本国大使館、JICA タジキスタン事務所

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

「JICA 開発大学院連携」により提供されるプログラムの受講を奨励することで、日本の開発経験を学ぶ機会を提供し、将来、国の発展を担うリーダー候補者や各分野の開発課題の解決を推進しうる行政官の育成を目指す。

2) 他援助機関等の援助活動

特になし

(6) 環境社会配慮

①カテゴリ分類：C

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(7) 横断的事項：

特になし。

(8) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

<活動内容/分類理由> 留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成を推進するため。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果：

1) アウトカム（運用・効果指標）

成功指標		基準値 (2023年実績値)	目標値(2029年) (事業完了1年後)
留学する学生数(名)	修士	0	15
	博士	0	1
留学生の学位取得率(%)	修士	0	95
	博士	0	65

(注) 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得した者の中から複合

的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

(注) 学位取得率については、4期分の計画全体における目標値とする。また、下記6.に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

(注) 学位取得率の目標値について、修士の学位取得率は、2015年、2019年に実施した基礎研究にてJDS各国の学位取得率を確認し、最も低い国が95%程度であるため、最低限満たすべき目標として全対象国共通で95%を設定する。博士の学位取得率は、2020年度、2021年度の博士課程修了者の実績を踏まえ、最低限満たすべき目標値として全対象国共通で65%を設定する。

(注) 現職率、役職率等の帰国後の留学生の活躍状況に関しては、JICAで定期的(4年に1回目途)に実施する本事業に関する基礎研究において確認する。

(2) 定性的効果

- ・ 本事業の実施により、若手行政官等が我が国において学位(修士・博士)を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入による、二国間関係の強化及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。
- ・ 本邦大学院における学位取得のため学習のみならず、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① 同国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③ 留学生が帰国後に復職できる。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、二国間関係で重要となる省庁で主要政策を担う可能性が必ずしも高いとはいえない行政官等が選考されている例もあるところ対象分野や対象省庁の選定にあたっては先方政府と十分な検討を行い、人事当局を選考過程に関与させる等して、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるように工夫する。

7. 評価結果

本事業は、タジキスタンの開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、行政官の育成を通じて行政能力の向上に資するもの

であり、SDGs ゴール 4「質の高い教育の確保」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1)に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上